

2026 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名 エレベーターコミュニケーションズ株式会社
(コード番号：353A 福証本則 札証本則)
代表者名 代表取締役社長 薄田 章博
問合せ先 管理本部長 田淵 英治
電話番号 03-5767-8111
U R L <https://www.evcom.co.jp/>

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（社外取締役を除く。）並びに従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を 2026 年 8 月 27 日開催予定の当社第 21 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する新株予約権付与は、会社法第 361 条の報酬等に該当するため、当社取締役に対するストック・オプションとして新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せて同株主総会に付議するものであります。

記

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）並びに従業員に対して、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 45,000 株を上限とし、このうち、当社取締役（社外取締役を除く。）に付与する新株予約権は 25,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

（３）新株予約権の総数

450 個を上限とし、このうち、当社取締役（社外取締役を除く。）に付与する新株予約権は 250 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。ただし、上記（２）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の福岡証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の前営業日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は権利行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より決議日後10年を経過する日までとする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）並びに従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合、また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる（ただし相続は一回限りとする）。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。

③ その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の条件

① 当社は、新株予約権者が上記（7）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会決議に基づき当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権者は、本新株予約権を譲渡することができない。また、本新株予約権に対する担保権の設定、担保権設定の予約その他の一切の処分を行うことができない。

(10) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

合併等による組織再編に際して定める契約書又は計画書等に次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併等の比率に応じて、当該株式会社の新株予約権を交付する。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(11) 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(12) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、その他の募集事項と併せて、別途開催される取締役会の決議において定める。

(注) 上記の内容については、2026年8月27日開催予定の当社第21期定時株主総会において本件議案が承認可決されることを条件といたします。

以 上